豊郷町先人を偲ぶ館
指定管理者募集要項

豊　郷　町

平成 30 年 12 月

豊郷町先人を偲ぶ館指定管理者募集要項

豊郷町先人を偲ぶ館（以下「先人を偲ぶ館」という。）について、豊郷町先人を偲ぶ館の設置および管理に関する条例（以下「条例」という。）第６条の規定に基づき、当該館の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を下記のとおり募集します。

記

１　施設および業務の内容

(1)　施設

①	名　　称	豊郷町先人を偲ぶ館
	所 在 地	豊郷町大字四十九院８１５番地
	敷地面積	207.0 ㎡
	施設内容	ホール、展示ホール、管理人室、研修室、事務室、トイレ（男・女）
	設　　備	展示品

(2)　業務の概要

①　概要

指定管理者は、条例７条に基づき、施設の運営および維持管理に係る業務を実施してください。

地方自治法、地方自治法施行令、豊郷町先人を偲ぶ館の設置および管理に関する条例、豊郷町先人を偲ぶ館管理規則その他関係法令を遵守し、常に公共性の保持に努めていただきます。

②　具体的業務範囲

具体的な業務の範囲は、次のとおりです。

ア　先人を偲ぶ館の施設および設備の維持管理に関すること。

イ　先人を偲ぶ館の使用の制限および利用の休止に関すること。

ウ　先人の遺品収集・展示に関すること。

エ　郷土資料の説明会または講演会に関すること。

オ　その他町長が必要と認める業務に関すること。

・管理時間外の管理業務（選挙準備など）

なお、具体的な業務の範囲とその内容については、別紙仕様書によります。また、指定管理者を決定する議決後に協議し、協定を締結するものとします。

２　応募の資格

応募資格は、当該施設を効果的・効率的に管理運営できる法人、その他の団体（以下「法人等」という。）、または複数の法人等が共同する団体（以下「共同体」という。）であることとし、次の各号に掲げる条件に該当しない法人等またはその代表者とします。また、共同体にあっては、代表構成員が各号のすべてに該当しない必要があるものとします。

①　法律行為を行う能力を有しない者および破産者で復権を得ない者。

②　法人等の代表者、役員またはその使用人が刑法第 96 条の 3 または第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、または逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者。

③　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条または第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会または関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者。

④　指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者。

⑤　地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者。

⑥　本町が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者。

⑦　地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者。

⑧　本町および本町以外において、辞退により指定管理者（候補者）として不選定もしくは不指定となったことがある者で、その辞退の日から 5 年を経過しない者。

⑨　会社更生法、民事再生法等の規定により更生または再生の手続きをしている者。

⑩　暴力団員による不法な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある団体。

⑪　暴力団、暴力団員の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者および暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、もしくは出資または融資を行うなど、これらのものが事業活動に相当程度の影響力を有している団体。

⑫　暴力団、暴力団員、暴力団員の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）および暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている団体。

⑬　政治団体（政治資金規正法第 3 条第 1 項に規定する政治団体およびこれに類する団体）

⑭　宗教団体（宗教法人法第 2 条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）

⑮　本町における指定管理者の指定においてその公正な手続きを妨げる者または公正な価格を害し、もしくは不正の利益を得るために連合する者。

⑯　法人等またはその代表者が次に掲げるものを滞納している者。

ア　所得税または法人税

イ　消費税（地方消費税含む）

ウ　本町の町税

３　運営に係る基本的事項

(1) 基本的事項

①　管理人数

各業務を勘案して応募者が判断してください。

②　使用料

無料

③　管理時間

午前 10 時から午後 4 時までとします。ただし、この管理時間以外で警備保障から緊急の連絡があった場合は対応することとする。

(2) 指定期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで（3 年間）を予定しています。

(3) 備品購入

管理運営上必要となる備品は、指定管理者の負担において備置していただきます。

(4) 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認められません。個別の業務の再委託については、事前に本町との協議が必要です。

(5) 指定管理料

本町は施設の管理運営費用として指定管理料を支払います。原則として会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）毎に予算の範囲内で支払いますが、詳細は指定後に締結する協定で定めます。

指定管理料の算定は、提出していただいた事業収支計画に基づいて決定します。指定管理料には、人件費、事務費、管理費、光熱水費、修繕費（軽微な修繕）、負担金等すべてを含みますが、**事故および自然災害等の特別な場合を除き原則として増額しません**ので、事業収支計画立案の際にはご注意ください。

(6) 基準価格および収入下限額

収支計画書における事業年度基準価格は次のとおりとします。

・基準価格　　1,375,000 円（消費税込み）

基準価格を上回る提案や収入下限額を下回る提案は、原則として失格とします。

(7) その他

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために、本町が行なう指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命じることがあります。

また、指定期間中、大字四十九院自治会に先人を偲ぶ館を賃貸または譲渡する場合があるので、その場合は指定管理者の指定を取り消します。なお、この件については、異議申し立てできないこととします。

4　選定の手順

①　募集要項の発表 要項および申請書類様式の配布	平成 30 年 12 月 10 日（月）
②　現地説明会	平成 30 年 12 月 13 日（木）
③　質問の受付	平成 30 年 12 月 14 日（金）～12 月 21 日（金）
④　質問の回答	平成 30 年 12 月 28 日（金）
⑤　応募の受付	平成 31 年 1 月 7 日（月）～1 月 15 日（火）
⑥　選定等委員会の意見聴取 書類選考、プレゼンテーション、 ヒアリング※	平成 31 年 1 月中旬予定 ※ヒアリングは必要に応じて行ないます。
⑦　指定候補者の選定	平成 31 年 1 月下旬予定

5　応募手続き

(1)　応募方法

下記により、書類を提出してください。

募集要項および申請書類様式の配布期間 平成 30 年 12 月 10 日（月）から平成 30 年 12 月 28 日（金）まで

①　提出書類

別紙 1「提出書類一覧」(P. 9～10）のとおり

②　提出期間

平成 31 年 1 月 7 日（月）から平成 31 年 1 月 15 日（水）まで（土日祝日は除く）

受付時間　8 時 30 分から 17 時 15 分まで

※提出最終日の 17 時 15 分までに必着のこと。

③　提出先

豊郷町石畑 375　　豊郷町役場企画振興課

(2)　現地説明会

各施設において指定管理業務等についての現地説明会を開催します。参加される場合は事前にご連絡ください。

・日時および集合場所　　平成 30 年 12 月 13 日（木）午後 1 時
　　豊郷町先人を偲ぶ館
・参加人数　　1 事業者につき 2 名までとしてください。
・連 絡 先　　豊郷町石畑 375　　豊郷町役場企画振興課
　　電話（0749）35－8112（直通）　ＦＡＸ（0749）35－4575

(3)　質疑

この要項に関する質疑および回答は、次のとおり行ないます。

①　質疑の資格者

本要項中「2　応募の資格」を満たす者とします。

②　質疑の方法

提出書類様式（Ⅵ-5）を使用し、質疑の要旨を簡潔にまとめて文書を持参してください。

・受付期間　　平成 30 年 12 月 14 日（金）～平成 30 年 12 月 21 日（金）
　　8 時 30 分から 17 時 15 分まで
・受付場所　　豊郷町石畑 375　　豊郷町役場企画振興課

③　質疑の回答

・回 答 日　　平成 30 年 12 月 28 日（金）
・方　　法　　申込者全員に回答します。

(4)　応募書類の提出

提出する書類については、別紙 1「提出書類一覧」を参照し、前記「5 応募手続き（1）応募方法　③提出先」に提出してください。

なお、提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできません。また、応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(5)　関係法令の遵守

応募書類の作成にあたっては、関係法令を遵守してください。

(6)　追加書類の提出

本町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(7)　ヒアリングの実施

本町が必要と認める場合は、応募書類等の提出後に、応募者に対してヒアリングを実施する場合があります。

(8)　応募者が運営する類似施設等の実地調査

本町が必要と認める場合は、応募者が運営する類似施設等の実地調査を行ないます。

(9)　応募書類の返却

応募書類は理由の如何に関わらず返却しません。

(10)　費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

(11)　資料の取扱い

本町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本町の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示したりすることを禁じます。

６　指定候補者の選定

(1)　指定候補者の選定方法

町長または町長が指定する者の意見を聴取した上で町長が決定します。

なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

(2)　プレゼンテーションの実施

町長が指定する者においてプレゼンテーションを実施します。

・開催予定日　　平成 31 年 1 月中旬

・開催場所や時間、実施方法など詳細については応募者に別途通知します。

・都合により開催しない場合もあります。

(3)　審査結果

指定候補者の選定は、平成 31 年 1 月下旬の予定です。審査結果については、応募者全員に文書で通知します。

(4)　指定候補者の選定等の公表

指定候補者の選定後、応募の概況（経過、応募者名簿）、選定した指定候補者名および審査内容の概要について公表します。

(5)　協定書の締結

町議会の議決を得た後、協定書を締結します。

(6)　町議会の議決

指定候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案を豊郷町議会に付議し、議決を受けることになります。ただし、町議会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、町議会が議決しなかった場合および否決した場合においても、指定候補者が先人を偲ぶ

館管理事業を実施するために支出した費用、提供したノウハウの対価等については、一切補償しませんのでご了承ください。

７　要項の遵守

指定候補者が、この要項に反した場合は、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

８　留意事項

選定等委員会委員に対して、本件募集についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となります。

９　問い合わせ先

〒529-1169　豊郷町石畑 375　　豊郷町役場企画振興課　企画調整係

電話　（0749）35－8112（直通）　ＦＡＸ（0749）35-4575

E-mail：kikaku@town.toyosato.shiga.jp

１０　豊郷町先人を偲ぶ館位置図